令和7年度市外一時預かりのしおり

-Q. Q. Q. Q.

【一時預かりとは】

保護者のかたが次の理由でお子さんを家庭で保育できない場合に、保育所で一時的にお 預かりする制度です<u>(学校行事、各種団体行事(園行事)等、主催者が明らかな行事等に</u> 参加する場合は対象外です。)。

- ① 保護者の就労形態により、家庭における保育が困難となる乳幼児に対する保育 (非定型的保育サービス事業) …仕事の都合等
- ② 保護者等の傷病や入院により、緊急・一時的に保育を必要とする乳幼児に対する保育(緊急保育サービス事業) …出産、通院や治療、看護等
- ③ 私的理由その他による保育(私的理由やその他の事由による保育サービス事業)
 - …冠婚葬祭、引越し、保護者の育児に伴う負担を解消するための保育

【利用期間】

1月あたり14日まで(上記①の場合は、週3日を限度とします。)。なお、定員によりご利用いただけない場合がございます。

【対象児童】

生後10か月以上から2歳児までのお子さんで、保育所や幼稚園に通っていない方。

【利用時間】

施設名	平日	土曜日
私立清流みずほ保育園	8時00分~17時00分	

【保育料等】

年 齢	4時間未満	4時間以上	給食 (間食を含む)
〇歳児	2, 200円	4, 400円	4.O.O.M
1•2歳児	1,800円	3,600円	400円

- ※保育料は、令和7年4月1日現在の年齢で計算します。
- ※保育時間が8時間を超える場合、1時間あたり0歳児550円、1,2歳児450円 の保育料を加算します。
- ※生活保護法による被保護世帯は、保育料が免除になる場合があります。詳しくは、 幼児教育援課へお問い合わせください。

【保育料の納付方法】

お帰りの際に、保育園で納付していただきます。<u>おつりがないようにご用意ください。</u>

【申込方法】

- ①実施保育所で事前登録をします。印鑑及びお子さんの健康保険証をお持ちください。 ※登録は1年更新です。
- ②利用を希望する月の前月15日までに利用申込書を提出してください。 定員を超える申込みがあった場合、希望どおりに利用いただけない場合があります。
- ③ご利用当日、登園時に、当日の健康状態、緊急連絡先等を利用申込書に記入し提出してください。
 - ・やむを得ず緊急でご利用になりたい場合は、速やかに登録するとともに利用申込書を提出してください。

【ご利用にあたって】

- 1 お子さんの送り迎えは、保護者のかたが責任をもってお願いします。
- 2 登所時間が遅くなったり、変更となる場合は、お電話でお知らせください。
- 3 保育中であっても、病気や怪我などお子さんの心身に異状が生じたときにはご連絡 いたしますので、お迎えに来てください。
- 4 給食を提供できない日があります。その場合は、お弁当・お茶を持参してください。
- 5 持ち物、衣類、寝具、おむつ、エプロン等には、必ず名前を書いておいてください。
- 6 持ち物は、下記のとおりです。

持ち物	3 歳 未満児
午睡用具(掛布団・敷布団)	*
汚れた物入れビニール袋 4枚(大2枚、小2枚)	*
おむつ・トレーニングパンツ・パンツ (お子さんに合ったもの)	*
大便時おしり拭き用ペーパー	*
着替え用衣類(季節に合った下着・上着・ズボン) 各2枚	*
食事用エプロン・スプーン 1枚	*
手拭き用タオル 1枚	*
帽子•上靴	*

- ※靴は、足に合ったもので、履きやすいものをお願いします。
- ※0歳児のお子さんは、ご家庭で使用しているコップやマグを持参してください。

【実施保育所・問い合わせ】

私立清流みずほ保育園 (森555番地) 電話:058-328-7375